

令和3年度 岡崎支部研修会

# 相続について

添付資料

(別紙1～別紙5まで)

愛知県行政書士会  
岡崎支部 鍋田 建治

# 別紙 1 旧民法抜粋

## 第4編 親族

### 第1章 総則

(親族)

第725条 左に掲げたる者は之を親族とす

- 一 ( ) の血族
- 二 配偶者
- 三 ( ) の姻族

( )

## 第2章 戸主及び家族

### 第1節 総則

(家族)

第732条 戸主の親族にして其家に在る者及び其配偶者は之を家族とす  
戸主の変更ありたる場合には旧戸主及び其家族は新戸主の家族とす

## 第3章 婚姻

### 第1節 婚姻の成立

#### 第1款 婚姻の要件

(年齢要件)

第765条 男は ( ) 女は ( ) に至らざれば婚姻を為すことを得ず

( )

## 第4章 親子

### 第1節 実子

#### 第1款 嫡出子

(嫡出子)

第820条 妻が婚姻中に懐胎したる子は夫の子と推定す

婚姻成立の日より200日後又は婚姻の解消若くは取消の日より300日内に生れたる子は婚姻中に懐胎したるものと推定す

#### 第2款 庶子及び私生子

(庶子及び私生子)

第827条 私生子は其父又は母に於て之を認知することを得

父が認知したる私生子は之を庶子とす

## 第7章 親族会

(招集)

第944条 本法其他の法令の規定に依り親族会を開くべき場合に於ては会議を要する事件の本人、戸主、親族、後見人、後見監督人、保佐人、検事又は利害関係人の請求に因り、裁判所之を招集す

(会員の選定)

第945条 親族会員は3人以上とし親族其他本人又は其家に縁故ある者の中より ( ) 之を選定す

後見人を指定することを得る者は遺言を以て親族会員を選定することを得(表決)

第947条 親族会の議事は会員の ( ) を以て之を決す

会員は自己の利害に関する議事に付き表決の数に加はる事を得ず

## 第8章 扶養の義務

(義務の順序)

第955条 扶養の義務を負ふ者数人ある場合に於ては其義務を履行すべき者の順序左の如し

- 第一 配偶者
- 第二 直系卑属
- 第三 直系尊属
- 第四 戸主
- 第五 前条第2項に掲げたる者
- 第六 兄弟姉妹

直系卑属又は直系尊属の間に於ては其親等の最も近き者を先にす前条第2項に掲げたる直系尊属間亦同じ

## 第5編 相続

### 第1章 家督相続

#### 第1節 総則

(家督相続の開始)

第964条 家督相続は左の事由に因りて開始す

- 一 戸主の死亡、隠居又は国籍喪失
- 二 戸主が婚姻又は養子縁組の取消に因り其家を去りたるとき
- 三 女戸主の入夫婚姻又は入夫離婚

(家督相続の順序)

第970条 被相続人の家族たる（ ）は左の規定に従ひ家督相続人と為る

- 一 親等の異なりたる者の間に在りては其近き者を先にす
  - 二 親等の同じき者の間に在りては（ ）を先にす
  - 三 親等の同じき男又は女の間に在りては（ ）を先にす
  - 四 親等の同じき嫡出子、庶子及び私生子の間に在りては（ ）は女と雖も之を私生子より先にす
  - 五 前4号に掲げたる事項に付き同じき者の間に在りては（ ）を先にす
- 前836条の規定に依り又は養子縁組に因りて嫡出子たる身分を取消したる者は家督相続に付ては其嫡出子たる身分を取得したる時に生れたるものと看做す

# 別紙2 民法の応急的措置法

## 日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律

昭和22年法律第74号

施行 昭和22年5月3日 (附則1項)

失効 昭和23年1月1日 (附則2項)

- 第1条 この法律は、日本国憲法の施行に伴い、民法について（ ）と（ ）に立脚する応急的措置を講ずることを目的とする。
- 第2条 妻又は母であることに基いて法律上の能力その他を制限する規定は、これを適用しない。
- 第3条 戸主、家族その他家に関する規定は、これを適用しない。
- 第4条 成年者の婚姻、離婚、養子縁組及び離縁については、父母の同意を要しない。
- 第5条 夫婦は、その協議で定める場所に同居するものとする。
- 2 夫婦の財産関係に関する規定で両性の本質的平等に反するものは、これを適用しない。
- 3 配偶者の一方に著しい不貞の行為があったときは、他の一方は、これを原因として離婚の訴を提起することができる。
- 第6条 親権は、父母が共同してこれを行う。
- 2 父母が離婚するとき、又は父が子を認知するとき、親権を行う者は、父母の協議でこれを定めなければならない。協議が調わないとき、又は協議することができないときは、裁判所がこれを定める。
- 3 裁判所は、子の利益のために親権者を変更することができる。

第7条 家督相続に関する規定は、これを適用しない。

2 相続については、第8条及び第9条の規定によるの外、遺産相続に関する規定に従う。

第8条 直系卑属、直系尊属及び兄弟姉妹は、その順序により相続人となる。

2 配偶者は、常に相続人となるものとし、その相続分は、左の規定に従う。

一 直系卑属とともに相続人であるときは、( ) とする。

二 直系尊属とともに相続人であるときは、( ) とする。

三 兄弟姉妹とともに相続人であるときは、( ) とする。

第9条 兄弟姉妹以外の相続人の遺留分の額は、左の規定に従う。

一 直系卑属のみが相続人であるとき、又は直系尊属及び配偶者が相続人であるときは、被相続人の財産の( ) とする。

二 その他の場合は、被相続人の財産の( ) とする。

第10条 この法律の規定に反する他の法律の規定は、これを適用しない。

## 附 則

1 この法律は、日本国憲法施行の日（昭和22年5月3日）からこれを施行する。

2 この法律は、昭和23年1月1日から、その効力を失う。

# 別紙3 昭和37年法律第40号抄(民法の改正)

## 民法の一部を改正する法律(昭和37年3月29日公布) 昭和37年7月1日施行

民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 失踪」を

「第四節 失踪

第五節 同時死亡ノ推定」

に改める。

第三十条第二項中「三年」を「一年」に改める。

第三十一を次のように改める。

**第三十一条** 前条第一項ノ規定ニ依リ失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ前条第一項ノ期間満了ノ時ニ死亡シタルモノト看做シ前条第二項ノ規定ニ依リ失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ危難ノ去リタル時ニ死亡シタルモノト看做ス

第三十二条の次に次の一節を加える。

**第五節 同時死亡ノ推定**

**第三十二条ノ二** 死亡シタル数人中其一人ガ他ノ者ノ死亡後尚ホ生存シタルコト分明ナラザルトキハ此等ノ者ハ同時ニ死亡シタルモノト推定ス

第八十一条第二項中「養子に代わって縁組の承諾をする権利を有する者」を「養子の離縁後にその法定代理人となるべき者」に改め、同項の次に次の三項を加える。

- 3 前項の場合において、養子の父母が離婚しているときは、その協議で、その一方を養子の離縁後にその親権者となるべき者と定めなければならない。
- 4 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、前項の父若しくは母又は養親の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。
- 5 第二項の法定代理人となるべき者がいないときは、家庭裁判所は、養子の親族その他の利害関係人の請求によって、養子の離縁後にその後見人となるべき者を選任する。



第八百五十五条中「その縁組につき承諾権を有する者から」を「第八百十一条の規定によって養親と離縁の協議をすることができない者から、又これに対して」に改める。  
第八百四十五条中「又は被後見人の親族の請求によって」を「、被後見人の親族若しくは検察官の請求によって、又は職権で」に改める。  
第八百八十七条を次のように改める。

#### **第八百八十七条** 被相続人の子は、相続人となる。

- 2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者がこれを代襲して相続人となる。但し、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。
- 3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合にこれを準用する。

#### **第八百八十八条** 削除

第八百八十九条第一項中「前二条」を「第八百八十七条」に改め、「直系尊属」の下に「。但し、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。」を加え、同条第二項中「第八百八十七条」を「第八百八十七条第二項及び第三項」に改め、「前項第一号の場合に、同条第二号及び前条の規定は」を削る。  
第九百条中「直系卑属」を「子」に改める。  
第九百一条第一項中「第八百八十八条」を「第八百八十七条第二項又は第三項」に改める。  
第九百九条に次の一項を加える。

- 3 前項の規定によって限定承認又は放棄の取消をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しななければならない。

第九百三十九条を次のように改める。

**第九百三十九条** 相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初から相続人とならなかつたものとみなす。

第九百五十八条中「一年」を「六箇月」に改める。

第九百五十八条の次に次の二条を加える。

**第九百五十八条の二** 前条の期間内に相続人に相続人である権利を主張する者がなるときは、相続人並びに管理人に知れなかつた相続債権者及び受遺者は、その権利を行うことができな

**第九百五十八条の三** 前条の場合において相当と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と  
( )、被相続人の ( ) その他被相続人と

( ) があつた者の請求によつて、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。

2 前項の請求は、第九百五十八条の期間の満了後三箇月以内に、これをしなければならぬ。  
第九百五十九条を次のように改める。

**第九百五十九条** 前条の規定によつて処分されなかつた相続財産は、国庫に帰属する。この場合には、第九百五十六條第二項の規定を準用する。

第九百九十四條第一項中「死亡前」を「死亡以前」に改める。

第一千四十四條中「第八百八十八條」を「第八百八十七條第二項、第三項」に改める。

# 別紙4 昭和55年法律第51号抄(民法の改正)

民法及び家事審判法の一部を改正する法律(昭和55年5月17日公布) 昭和56年1月1日施行

(民法の一部改正)

民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八百八十九条第二項中「及び第三項」を削る。

第九百条第一号中「子の相続分は、三分の二とし、配偶者の相続分は、三分の一」を「子の相続分及び配偶者の相続分は、各三分の一」に改め、同条第二号中「配偶者の相続分及び直系尊属の相続分は、各々二分の一」を「配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一」に改め、同条第三号中「三分の二」を「四分の三」に、「三分の一」を「四分の一」に改める。

第九百一条第二項中「直系卑属」を「子」に改める。

第九百四条の次に次の一条を加える。

## 第九百四条の二

( )、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護( )により被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定によって算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。

- 2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項に規定する寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額( )を考慮して、寄与分を定める。
- 3 寄与分は、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から遺贈の価額を控除した額を超えることができない。

4 第二項の請求は、第九百七条第二項の規定による請求があった場合又は第九百十条に規定する場合にすることができる。

第九百六条中「職業」を「年齢、職業、心身の状態及び生活の状況」に改める。

第一千二十八条第一号を次のように改める。

- 一 直系尊属のみが相続人であるときは、被相続人の財産の三分の一  
第一千二十八条第二号中「三分の一」を「三分の一」に改める。

# 別紙5 民法の一部を改正する法律

民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。  
第九百条第四号ただし書中「、嫡出でない子の相続分の二分の一とし」  
を削る。

## 附 則 (施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この法律による改正後の第九百条の規定は、平成二十五年九月五日以後に開始した相続について適用する。

